

第2回住生活推進委員会にて委員の皆様からいただいたご意見等について

資料4

No. 住生活ビジョン該当箇所 (記載しているページは、修正後の住生活ビジョン(案)のページです)	いただいたご意見 (記載しているページは、第2回委員会時の住生活ビジョン(案)のページです)	住生活ビジョンに反映した箇所等 (記載しているページは、修正後の住生活ビジョン(案)のページです)
1 P3 2. 奈良県住生活ビジョンの基本方針の図	<ul style="list-style-type: none"> ・「住生活基本計画」が最後の矢印の下に位置しているが、住生活基本計画を受けて住生活ビジョンは実施につながるものやっていく位置づけであるため、「県民が主役」のような基本理念は、現行と改定案との変化の要因であり、それが分かるようにもう少し上の方にあった方がいい。 ・今の図を右に寄せて、左側に法定計画である基本計画を載せ、右に矢印をして、独自の計画である住生活ビジョンを表現するのはどうか。 ・中央の囲みに記載の社会状況の変化等について、介護保険制度の動向は住宅に与える影響がとても大きい。特に在宅医療、終末期の在宅生活が前提となってきたこと、介護予防は市町村事業になってきたということを考えると、まちづくりの中にもそういった要素は当然求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、住生活基本計画が上位計画であり、その理念をもとに住生活ビジョンで具体的な施策を示すものであることから、それらが分かるような表現に変更しました。また、介護保険制度についても記載しました。 →P3「現行の奈良県住生活ビジョンと住生活ビジョン(改定案)の関係」の図の左側に「奈良県住生活基本計画」を入れ、「最近5年間の奈良県における変化」の枠に「地域包括ケアシステムの強化、介護保険法の改正(H27.4.1施行)」を追記しました。 →P9郊外戸建住宅地において必要なサービス機能の1つとして「介護」を追記しました。
2 P4 3. 具体的な取り組みの「事業主体」欄	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体と、それを支える主体とを記載している欄と、実施主体しか記載していない欄とが混在している。多くの人に見てもらおうという観点でいうと、コミュニティに関するものを「県」だけとするのはあり得ない。例えば、P11「郊外戸建住宅地」は、県だけでなく、市町村や住民が取り組まなければならない。P29県営住宅の「集会所・空き住戸の活用」においても、整備主体は県であるが、実際には大変なのは管理している自治会であり住民である。主体の定義をもう一度考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「事業の実施主体」と「事業を活用し運営する主体」とが混在しておりましたので、「事業の実施主体」のみ記載するよう統一しました。なお、「事業を活用し運営する主体」も記載しますと、ほとんどの施策で市町村も民間等も関係してくるため、「事業の実施主体」のみ記載することとしました。 →P4「表記例」の説明を加え、「事業主体」について、「県・市町村・(独)都市再生機構・民間のうち、取組施策の実施主体となる団体を、より主体的に取り組む順に並べて記載しています。」と記載しました。
3 P14 方針1. 3. (2) 様々な世代を受け入れる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「素案の骨子」について、「方針」とその下の「1.」「2.」は全て動詞形(連用形)で終わっており、さらにその下の(1)(2)は名詞形(連体形)となっているが、唯一、「方針1. 3. (2) 様々な世代を受け入れる環境づくり」は、名詞で終わっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「方針1. 3. (2)」について名詞形で終わるよう修正しました。 →P14「(2) 様々な世代を受け入れる環境の整備」と修正しました。
4 P3 2. 奈良県住生活ビジョンの基本方針の図 P14 方針1. 3. (2) 様々な世代を受け入れる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケア」をしっかりとキーワードとして盛り込んでいくべき。市町村レベルでうまく連携できていないところもあると思われるので、奈良県としてこういう方向でいくという場づくりをすると、動きやすくなり、それが大きな役割である。 ・地域包括ケアについては、「方針1. 住み続けられるまちをつくる」と概念としてはほぼ一緒かと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「地域包括ケアシステム」について担当部署にも確認の上、記載を充実させました。 →P3「現行の奈良県住生活ビジョンと住生活ビジョン(改定案)の関係」の図の「最近5年間の奈良県における変化」の枠に「地域包括ケアシステムの強化」を追記しました。 →P14 方針1. 3. 「(2) 様々な世代を受け入れる環境の整備」において、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進し、構築に向けた市町村の取組を支援します。」と追記し、取組施策としてP15「市町村地域包括ケア推進事業」を加えました。
5 P17 方針1. 4. 空き家を活かしてまちをつくるのグラフ	<ul style="list-style-type: none"> ・(第2回委員会の資料では)空き家率のグラフについて、空き家が増えていないとらえられるようなグラフが使用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第2回委員会の資料では)空き家のうち、「二次的住宅」「賃貸用又は売却用の住宅」「その他の住宅(※)」全ての戸数を含めたグラフを用いていましたが、そのうち、問題となっている「その他の住宅」の戸数のみのグラフに変更しました。 (※)賃貸又は売却の予定がなく、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など →P17のグラフにおいて、「その他の住宅」の空き家が増加していることが分かるグラフに変更し、グラフ題名も「賃貸・売却などの予定がない空き家数の推移」としました。
6 P18 方針1. 4. 空き家を活かしてまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・方針1「4. 空き家を活かしてまちをつくる」の中で、奈良としては民泊について触れた方がいいと思うがどうか。 ・田舎の方でニュータウンも含め空き家がどんどん出ている状況で、民泊はうまく使うといい制度であるため、表に出す出さないは別にして、検討はしておいた方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊について、奈良県では観光局が主となって担当しているところです。 →P18方針1. 4. 「(1) 空き家等の有効活用」において、空き家の活用の例として「宿泊施設」を追記しました。

第2回住生活推進委員会にて委員の皆様からいただいたご意見等について

資料4

No.	住生活ビジョン該当箇所 (記載しているページは、修正後の住生活ビジョン(案)のページです)	いただいたご意見 (記載しているページは、第2回委員会時の住生活ビジョン(案)のページです)	住生活ビジョンに反映した箇所等 (記載しているページは、修正後の住生活ビジョン(案)のページです)
7	P18 方針1 4. (1)空き家等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 「方針3 良質な住まいづくりを進める」「1. 質の高い住まいを形成する」「(1)住まいの質の向上」の中に、「中古住宅の流通」について記載がないといけないのではないか。 流通のための仕組みとしてインスペクションが話題となってきつつあるので、大事だと思う。市町村や民間の事業者だけでなく、県単位で取り組む姿勢をどこかで打ち出した方がいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、中古住宅の流通は重要な課題と考えておりますので、明記するようにしました。 →P18「方針1 住み続けられるまちをつくる」「4. 空き家を活かしてまちをつくる」「(1)空き家等の有効活用」に「空き家を含めた中古住宅の流通を促進します」と記載しました。なお、インスペクションについては、国による普及促進を踏まえ、今後検討してまいります。
8	P20 方針1 住み続けられるまちをつくるの成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 方針1の成果指標について、もう少し実現しているなと思えるようなものの数字の方がいいように思う。例えば、「公共交通確保事業」との関連でいうと、「公共交通の利用圏内に住んでいる人口の割合」など。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、もう少しで実現していると思えるような指標について検討しましたが、該当する指標はありませんでした。なお、例に挙げて頂いた、奈良県公共交通条例に基づき策定されている「奈良県公共交通基本計画」においても、具体的な数字をもった指標を設定していませんでした。
9	P31 方針2 住まいを必要とする人を支えるの成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 方針2の成果指標で、「県営住宅における家賃収納率の向上」で現状値98.3%というのは、かなりできていると思う。できていないことをしっかり取り上げて、もっとがんばっていくという目標を立てた方がいい。 地域包括ケアや居住支援法人や居住支援協議会の活動など。ハコだけ用意しても支えきれない時代であるので、そこをうまく活用していくことが重要になる。そのあたりを目標設定した方がいいかと思う。 数字ではなく、〇〇を「着手」や「検討」などがあってもいいような気がする。意思を示し、まだやっていなかったが、必要なのでやらせてほしいということを議会に対して説明するのにもいいように思う。そういった出し方を工夫するのでもいいのではないか。 住宅政策にからめると、住宅の相談件数を統計的にとれば、施策の浸透度が分かる。公営住宅や居住支援協議会を通じて民間賃貸住宅に入居した数、空き家バンクを活用して入居した数など入居世帯数がとれないか。住宅・土地統計調査を使うのであれば、家賃負担率も低所得者の居住状況を把握するということでは客観的な数字でいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県としては、「県営住宅における家賃収納率の向上」について、重要な課題だと考えているため、少しでも収納率を増加させられるよう、ひとつの指標として掲げたいと考えております。 居住支援協議会については、まずは協議会における取組事項の充実を検討するところから始めたいと考えておりますので、現段階で指標の設定は困難と考えています。 H29年度から住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅で安全で適正な規模等を有する民間賃貸住宅について登録制度が始まることに伴い、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録件数」の指標を追記しました。 →P31方針2「住まいを必要とする人を支える」の成果指標において、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録件数」現状値 0戸(H28) 目標値 増加を追記しました。
10	P36 方針3 2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 奈良の古民家等の活用は、方針3「2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する」の「風土」と、ストックの問題と絡むと思うが、「2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する」の中にうまく盛り込めるといいと思うがどうか。 気候、風土、「歴史」とあるといい。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針3「2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する」は、これから新たに住宅を建設するにあたって、気候・風土に配慮し、県産材を使用した住宅の普及・促進を図るという主旨での記載をしています。ご意見の、「歴史」については、P8の「方針1 住み続けられるまちをつくる」「2. 地域の特性にあわせてまちをつくる」「(2)歴史的街なみを持つ住宅地」で触れていますので、現状どおりとさせていただきます。
11	P39 方針3 良質な住まいづくりを進めるの成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標については、現ビジョンにおいて既に達成しているものがあるということだが、その中でも大事なもの、例えばフローの記述になっている「新築住宅における長期優良住宅」をストックの記述に変えていくなどしてはどうか。フローがある程度目標を達成しているならば、ストックとして県全体のストックの何%を占めているか。同じものであるが、指標のとらえ方を変えるとよりいい。%を上げるだけが指標ではなく、指標の分母を変えてみたりする工夫があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県全体の住宅ストックのうち、長期優良住宅の割合を算出したところ、現時点で1.35%、また現在の滅失、新築される戸数及び長期優良住宅の新規認定件数の現在の傾向を踏まえ、5年後の割合を試算したところ、約1%の増加という結果になりました。母数が大きいため、変化が分かりづらく、指標にするには難しいと考えております。
12	P41 4. 施策の進め方 (2)その他公的機関及び民間との連携	<ul style="list-style-type: none"> 近年の風潮でいうと「民間」はどうか。「民間を支援」する視点がよかった方がいいと思うがどうか。 方向性として「県がやります」としか出ていないイメージで受け取られるよりは、「県はこれをやります」ということ「県は民間とこのような協力体制を築きます」のようなことをここで言うておくのがいいのではないかという気がする。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、民間との関わり方について、県が民間を支援し、両者が連携してまちづくりを進める視点を追加しました。 →P41 4. 「(2)その他公的機関及び民間との連携」に民間との連携について記載しました。